



労基署便り

令和5年度 No.12

大河原労働基準監督署



◎ 令和6年労働災害発生状況（2月）

新型コロナウイルス感染症によるものを除きR5及びR6を掲載しています。

	大河原署管内			宮城局管内		
	R5	R6	前年比	R5	R6	前年比
製造業 計	1	5	4	34	37	3
食料品製造業	1	0	-1	17	11	-6
機械金属製造業	0	2	2	11	16	5
建設業 計	3	1	-2	35 (1)	32	-3(-1)
土木工事業	3	0	-3	14	10	-4
建築工事業	0	0		12	12	0
その他の建設	0	1	1	9 (1)	10	1(-1)
運輸交通業 計	3	0	-3	54	42	-12
陸上貨物運送業	1	0	-1	42	41	-1
商業	6	2	-4	49 (1)	39	-10(-1)
社会福祉施設	2	1	-1	23	27	4
全産業	22	15	-7	283 (2)	243 (1)	-40(-1)

※1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

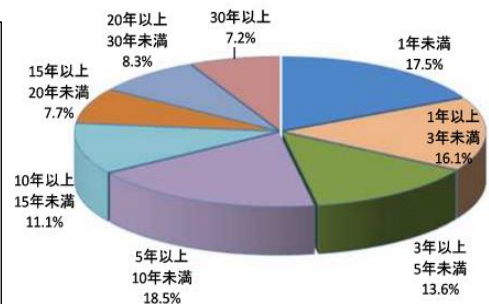
雇入れ時の安全衛生教育をいしましょう

4月は新規採用や配置替えになる労働者が多くなる時期です。令和4年は宮城県内の休業4日以上の死傷者のうち経験年数が1年未満の労働者は全体の17.5%を占めております。（令和5年数値未確定）

新たに雇入れられた労働者や配置換えにより作業内容が変更になった労働者が経験不足による労働災害を防止するために、確実に以下の事項について安全衛生教育をいしましょう。

<雇入れ時等の教育（作業内容変更も含む）>

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び避難に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項



SafeworK 向上宣言受付中

電子申請をご利用ください

「36 協定届」や「就業規則（変更）届」等労働基準法などの電子申請が便利になりました。窓口が閉まっても届出ができます。ぜひご利用ください。

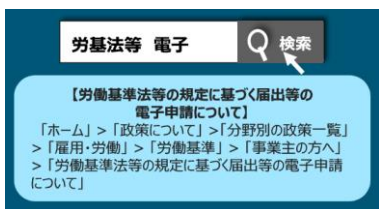
手続きについては、厚生労働省 HP により e-Gov の利用方法をご確認ください。

～最近の変更点～

- 令和3年4月1日から、**電子署名・電子証明書が不要**になっています。
- 令和5年2月27日から、**1年単位の変形労働時間制に関する協定届の本社一括届出**が開始されました。
- 令和5年2月27日から、**受付印が付いた控えをダウンロードできる手続きが27の届出・申請等に拡充**されました。
- 令和5年2月27日から、**36 協定届のエラーチェック機能が拡充**されました。
- 令和6年1月4日から、**36 協定届の新様式が追加**されました。
- 令和6年2月23日から、**1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届等の本社一括届出**が開始されました。



(厚生労働省 HP)



労働基準法以外にも、安全衛生関係、労災保険関係の電子申請も e-Gov により対応しております。

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

役所の窓口が
しまっても大丈夫

どこからでも申請可能

マイページで
状況をすぐに確認

パソコン上でだけ
手続きが完了

令和6年度「業務改善助成金」の一部変更のお知らせ

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、一部変更しましたので、ご注意ください。

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日 8:30～17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



交付申請書等の提出先は管轄の
都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

変更点	
1. 特例事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き実施）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで*
4. 賃金引上げ方法	事業場内最低賃金の引上げは1回のみ（複数回の引上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

* 令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特例事業者に関する注意点

令和6年度における特例事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
賃金要件	実施	引き続き実施
生産量要件	実施	令和5年度限り
物価高騰等要件	実施	引き続き実施
車・PCなど 経費の特例 関連する経費	実施	引き続き実施
		令和5年度限り

(参考①) 令和6年度の特例事業者は、以下の①～③のいずれかの要件に当てはまる中小企業事業者となります。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者 <small>* 「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。</small>

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。